

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

行田蓮田線	路線名
行田市大字佐間字野合一四五二番一地 先から 同市大字佐間字野合一四五一番一地先 まで	供用開始の区間
令和四年七月二十九日	供用開始の期日
令和四年七月二十九日付け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第二十号で告示した道路予定区域の供用開始で ある。延長三七・四九メートル	備考